

## 件 名

---

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

## 提案理由

---

令和7年10月16日付けの埼玉県人事委員会勧告等を踏まえ、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

## 概 要

---

### 1 現行規則の内容

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準について定めるもの

### 2 改正の内容

- (1) 学校職員が昇格するために、一定の期間、昇格前の級に在級することを定める級別資格基準表の廃止
- (2) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和8年4月1日

その他規定の整備については、公布の日

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>三 「採用試験」とは、埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行う採用試験（<u>職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則六一一一）第四条第一項第五号に規定する採用試験（第九条第三項及び第四項において「経験者採用試験」という。）を除く。</u>）をいう。</p> <p>第三条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。</u></p> <p>四 <u>「必要経験年数」とは、職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。</u></p> <p>五 <u>「在級年数」とは、職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。</u></p> <p>六 <u>「必要在級年数」とは、職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。</u></p> <p>七 「採用試験」とは、埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行う採用試験<u>又は人事委員会がこれに準ずると認める試験</u>をいう。</p> <p>第三条 (略)</p> <p><u>(級別資格基準表)</u></p> <p>第四条 <u>第九条、第十六条、第二十二條及び第二十三條に規定する級別資格基準は、この規則において別に定める場合を除き、次項に掲げる</u></p>

級別資格基準表によるものとする。

2 級別資格基準表の種類は、次に掲げるとおりとし、それぞれの級別資格基準表はその名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

一 教育職給料表（一）級別資格基準表（別表第五）

二 教育職給料表（二）級別資格基準表（別表第六）

三 学校栄養職給料表級別資格基準表（別表第七）

四 事務職給料表級別資格基準表（別表第八）

3 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる右側の数字は、当該職務の級に決定されるための一級下位の職務の級における必要在級年数を示し、左側の数字は学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

（級別資格基準表の適用方法）

第五条 級別資格基準表は、試験欄又は職種欄に掲げる試験又は職種の区分に応じて適用するものとする。

2 級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表（別紙第九）に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることが、その者に有利である場合には、その区分によることができる。

3 第一項の規定によつて適用される級別資格基準表の試験欄又は職種欄に対応する学歴免許欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

第六条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表において別に定めるもののほか、前条第二項の規定の適用に当たつて用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数によ

（削除）

（削除）

(削除)

(削除)

(職務の級の決定)

第九条 新たに職員となる者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(削る)

(削る)

る。

2 職員の前条第二項の規定の適用に当たつて用いた学歴免許等の資格を取得した時以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第十）の定めるところにより経験年数として換算することができる。ただし、それぞれの級別資格基準表において別段の定めがある場合にはその定めるところによる。

第七条 職員に適用された級別資格基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表（別表第十一）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、級別資格基準表において別に定めるもののほか、前条の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

第八条 採用試験の行われる職の属する職務の級における在級年数は、職員が、その試験の結果に基づいて当該職務の級の資格を取得した時以後の在級年数とする。

(職務の級の決定)

第九条 新たに職員となる者の職務の級は、次の各号のいずれか一の基準により決定するものとする。

一 その者の職務の級を次に掲げる職務の級に決定しようとする場合の基準は別に定める。

(1) 教育職給料表（一）の職務の級特二級、三級及び四級

(2) 教育職給料表（二）の職務の級特二級、三級及び四級

(3) 学校栄養職給料表の職務の級五級

(4) 事務職給料表の職務の級六級

二 その者の職務の級を第一号に掲げる職務の級以外の職務の級に決定しようとする場合は、その決定しようとする職務の級について級

(削る)

- 2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第五に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。
- 3 経験者試験等採用者（新たに職員となつた者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が一年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。
- 4 新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第十二条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。
- 5 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の職務の級について、前三項の規定による場合には著しく部内の他

別資格基準表に掲げる必要経験年数に達していること。ただし、第十五条第一項各号のいずれかに掲げる者から新たに職員となつた者について、部内の他の職員との均衡上必要があると認める場合は、同表に掲げる必要経験年数の八割以上十割未満の年数をもつて同表の必要経験年数とすることができる。

- 三 その者の職務の級を採用試験の行われる職の属する職務の級に決定しようとする場合は、その試験の結果に基づく採用候補者名簿から選択され又は人事委員会により承認された方法により選択されること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらずその者の職務の級を決定することができる。

一 給料表の適用を受けない県職員

二 国家公務員

三 他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第十三条第一号に規定する退職派遣者

五 その他前各号に準ずると認める者

（初任給基準表）

第十条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用するものとする。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

3 初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する学歴免許等の資格に応じ、初任給基準表において別に定めるもののほか、別表第六に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

（削除）

（初任給基準表）

第十条 初任給基準表の種類は次に掲げるとおりとし、それぞれの初任給基準表はその名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

一 教育職給料表（一）初任給基準表（別表第十二）

二 教育職給料表（二）初任給基準表（別表第十三）

三 学校栄養職給料表初任給基準表（別表第十四）

四 事務職給料表初任給基準表（別表第十五）

（新設）

（新設）

第十一条 初任給基準表は、試験欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとし、同表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(号給の決定)

第十二条 新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 第九条第二項に規定する職員（第四号に掲げる職員を除く。） その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

二 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

三 第九条第四項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。） その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

四 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

2 第九条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員

(号給の決定)

第十二条 新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

イ 第九条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

ロ 第九条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により得られる号給

(新設)

(新設)

二 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数

となつた者の号給について、前項各号の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

第十三条 職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格又は初任給基準表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表(別表第七)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者(その加える年数が一年未満である職員を除く。)の初任給基準表の適用については、初任給基準表において別に定めるもののほかその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(一年未満の端数は、切り捨てる。)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

第十四条 次の各号に掲げる経験年数を有する職員については、第十二条第一項第一号、第三号又は第四号の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数のうち採用する日の直前の四月一日の前日(採用する日が四月一日である場合にあつては、その前日)までの経験年数の月数を十八月(その者の経験年数のうち五年までの年数及び五年を超える経験年数について職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数(以下「有用経験年数」という。)のそれぞれの月数については、十二月。その者の経験年数のうち五年を超え十年までの年数(有用経験年数を除く。)の月数については、十五月)で除して得た数に四(教育委員会が別に定める職員であるときは、教育委員会が別に定める数)を乗じて得た数(一に満たない端数は、切り捨てる。)を加えて得た数を号数とする号給をもつて、その者の初任給として受けるべき号給とすることが

を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず次条から第十五条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

第十三条 職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者(その加える年数が一年未満である職員を除く。)の初任給基準表の適用については、同表において別に定めるもののほかその者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(一年未満の端数は、切り捨てる。)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

第十四条 次の各号に掲げる経験年数を有する職員については、第十二条の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数のうち採用する日の直前の四月一日の前日(採用する日が四月一日である場合にあつては、その前日)までの経験年数の月数を十八月(第一号及び第三号に掲げる経験年数のうち五年までの年数並びに第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数並びに第一号から第三号までに掲げる経験年数のうち五年を超える経験年数(第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える経験年数)について職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数(以下「有用

できる。

- 一 第十二条第一項第一号に掲げる職員については、その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数、その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
  - 二 前号又は次号に掲げる職員以外の職員については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
  - 三 第一号に掲げる職員以外の職員のうち基準号給が職務の級の最低の号給（その職務の級の最低の号給が初任給基準表で定められている場合を除く。）であるものについては、別に定める経験年数
- 2 前項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、次条第一項及び第二項の規定を準用する。

経験年数」という。)のそれぞれの月数については、十二月。第一号及び第三号に掲げる経験年数のうち五年を超え十年までの年数（有用経験年数を除く。）、第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数の五年までの年数（有用経験年数を除く。）並びに同号に該当する者で必要経験年数が五年以上十年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち十年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数（有用経験年数を除く。）のそれぞれの月数については、十五月）で除して得た数に四（教育委員会が別に定める職員であるときは、教育委員会が別に定める数）を乗じて得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）を加えて得た数を号数とする号給をもつて、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 一 第九条第二号に該当する者のうち次号に該当する者以外の者については、初任給基準表において別に定めるもののほか、その者に適用される同表の学歴免許欄の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得した時以後の経験年数
  - 二 第九条第二号に該当する者のうち基準号給が職務の級の最低の号給である者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
  - 三 第九条第三号に該当する者については、その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得した時又はその者に選択された採用候補者名簿が確定した時以後の経験年数
- 2 前項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、第六条及び第七条の規定を準用する。

(経験年数)

第十四条の二 第九条第三項及び第四項並びに第十二条第一項第二号に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第八に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許欄に掲げる学歴免許等の区分又はその者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許の区分及び当該学歴免許の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

(削る)

(初任給決定時における号給の調整)

第十五条 新たに職員となつた者の号給の決定について、第十四条の規定による場合は、著しく部内の他の職員との均衡を失し、かつ、別に教育委員会が定める場合に該当するものにあつては、同条の規定にか

(新設)

第十五条 次の各号に掲げる者から引き続いて新たに職員となつた者の号給の決定について、前条の規定による場合は、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

- 一 給料表の適用を受けない県職員
- 二 国家公務員
- 三 他の地方公共団体の職員
- 四 その他前各号に準ずると認める者

2 新たに職員となつた者の号給の決定について、前条の規定による場合は、著しく部内の他の職員との均衡を失し、かつ、別に教育委員会が定める場合に該当するものにあつては、同条の規定にかかわらず、

かわらず、その者の号給を決定することができる。

(職務の級の決定)

第十六条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、第一号から第三号までのいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして教育委員会が別に定める要件

三 その者の勤務成績が良好であることが明らかであり、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

第十七条 現に職員である者が、第九条第二項に規定する職員に該当することとなり、又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に昇格する資格を有するに至つたときは、前条の規定にかかわらずその資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

第十八条 (略)

(削除)

その者の号給を決定することができる。

(職務の級の決定)

第十六条 職員を第九条第一号に掲げる職務の級に昇格させるときは別に定める基準により、その他の職務の級に昇格させるときは級別資格基準表に従いその者（勤務成績が良好である者に限る。以下この項において同じ。）の資格に応じて、一級上位の職務の級に決定するものとする。ただし、その者の勤務成績が特に良好であるときは、別に定めるもののほか、同表に掲げる必要経年数又は必要在級年数の八割以上十割未満の年数をもつて同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において一年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、在級年数が一年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合は、この限りでない。

第十七条 現に職員である者が、第九条第三号の資格を取得したとき、又は級別資格基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる基準の定めのある試験欄又は職種欄に属する職に異動した結果、上位の職務の級に昇格する資格を有するに至つたときは、前条の規定にかかわらずその資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

第十八条 (略)

第十九条 職員に級別資格基準表を適用する場合には、次に掲げる期間

(昇格の場合の号給の決定)

第二十条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2・3 (略)

(降格の場合の号給の決定)

第二十一条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第11に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 (略)

3 教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の職務の級三級又は四級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、条例別表第一の備考1又は別表第二の備考1の規定の適用がないものとして第一項の規定を適用するものとする。この場合において、条例別表第一の備考2及び別表第二の備考2の規定の適用については、これらの規定中「この表の額(その職務の級が3級及び4級である職員については、備考1の額をそれぞれ加算した額)」とあるのは、「この表の額」とする。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

をその者の在級年数として通算することができる。

二 第二十二条又は第二十三条の規定を適用して、職務の級及び号給が決定された者については、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して定める期間

二 第十五条の規定の適用を受けて号給が決定された者については、部内の他の職員との均衡を考慮して定める期間

(昇格の場合の号給の決定)

第二十条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第17に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2・3 (略)

(降格の場合の号給の決定)

第二十一条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第17の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 (略)

3 教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の職務の級三級又は四級から職員を降格させた場合における当該降格後の号給に関しては、条例別表第一の備考1又は別表第二の備考1の規定の適用がないものとして第一項の規定を適用するものとする。この場合において、条例別表第一の備考2及び別表第二の備考2の規定の適用については、これらの規定中「この表の額(その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額)」とあるのは、「この表の額」とする。

(初任給基準を異にする異動)

第二十二條 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、第一号に掲げる異動にあつてはその異動後の職務に応じ決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせ、第二号に掲げる異動にあつてはその異動後の職務に応じ決定するものとする。

- 一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）
- 二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

(削除)

(初任給基準表又は給料表の適用を異にして異動した場合の号給の決定)

第二十四條 第二十二條の場合における職員の異動後の号給は、第二十条及び第二十一条の規定にかかわらず、次の各号に定める号給とする。

- 一 (略)
- 二 その初任給の決定について第十二條第二項及び第十五條の規定の適用を受けた職員については、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給

第二十五條～第二十七條 (略)

(昇給の号給数)

第二十八條 条例第六條第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第十二に定める昇給号給数表（条例第十二條

第二十二條 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職に異動させる場合において、その異動させようとする職の属する職務の級が、第九條第一号に掲げる職務の級であるときは別に定める基準により、その他の職務の級であるときは、級別資格基準表に従いその者の資格に応じて、昇格若しくは降格させ、又は引続き従前の職務の級に留らせるものとする。

(給料表の適用を異にする異動)

第二十三條 職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合において、その異動させようとする職の属する職務の級が、第九條第一号に掲げる職務の級であるときは別に定める基準により、その他の職務の級であるときは、級別資格基準表に従いその者の資格に応じて、異動後の職務の級を決定するものとする。

(初任給基準表又は給料表の適用を異にして異動した場合の号給の決定)

第二十四條 前二條の場合における職員の異動後の号給は、第二十条及び第二十一条の規定にかかわらず、次の各号に定める号給とする。

- 一 (略)
- 二 その初任給の決定について第十五條の規定の適用を受けた職員については、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給

第二十五條～第二十七條 (略)

(昇給の号給数)

第二十八條 条例第六條第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第十八に定める昇給号給数表（条例第十二條

の二第二項に規定する教育四級職員（以下「教育四級職員」という。）にあつては、別表第十三に定める教育四級職員昇給号給数表）に定める号給数とする。

2～7 （略）

8 第一項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十二條第一号に掲げる異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 （略）

第二十九条～第三十五条 （略）

（復職時等における号給の調整）

第三十六条 休職にされ若しくは地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた日以後において、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第九）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日、復帰の日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準

の二第二項に規定する教育四級職員（以下「教育四級職員」という。）にあつては、別表第十九に定める教育四級職員昇給号給数表）に定める号給数とする。

2～7 （略）

8 第一項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十二條に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 （略）

第二十九条～第三十五条 （略）

（復職時等における号給の調整）

第三十六条 休職にされ若しくは地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた日以後において、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第十六）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日、復帰の日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準

じてその者の号給を調整することができる。

2・3 (略)

第三十六条の二～第四十条 (略)

附 則

1 (略)

(削る)

(削る)

2 (略)

別表第一～別表第四 (略)

別表第五 初任給基準表

イ 教育職給料表 (一) 初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 三十五号給
	修士課程修了	二級 十七号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	二級 五号給
助教諭、養護助教諭、講師、 実習助手及び寄宿舍指導員	短大卒	一級 十五号給
	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

じてその者の号給を調整することができる。

2・3 (略)

第三十六条の二～第四十条 (略)

附 則

1 (略)

2 適用日の前日から引き続き在職する職員の適用日における在級年数の通算については、別に定める。

3 適用日前に職員となつた者で等級別資格基準表の試験欄又は職種欄の採用試験の区分に対応する学歴免許欄に掲げる学歴免許等の資格を有する者の同表の適用については、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、その資格に応ずる学歴免許等の資格の区分によることができる。

4 (略)

別表第一～別表第四 (略)

別表第五 教育職給料表 (一) 級別資格基準表

職種	職務の級	一級	二級
	学歴免許		
校長	大学卒	-----	○
	短大卒	-----	○
副校長及び教頭	大学卒	-----	○
	短大卒	-----	○
主幹教諭	大学卒	-----	○
	短大卒	-----	○

備考

1 次の第一号に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第二号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。

二 大学卒相当の者

(1) 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第二の一種免許状の項第二欄のロ又はハの該当者

(2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者

(3) 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第七号の上欄に掲げる免許状の所有者

(4) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第十二号、第十四号、第十五号若しくは第二十二号の上欄又は第二十号の二の上欄のイの該当者

(5) 旧高等商船学校（旧商船学校の同等の課程を含む。）、旧水産専門学校又は旧水産講習所の卒業生

(6) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第七号、第十八号若しくは第二十号の四の上欄又は第二十号の二の上欄ロの該当者で、前各号に掲げる者と同等に取り扱う必要があるもの

二 短大卒相当の者

(1) 教育職員免許法別表第二の二種免許状の項第二欄のイ、ロ若しくはハ又は教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号。以下「免許法改正法」という。）による改正前の教育職員免許法別表第二の二級普通免許状の項基礎資格欄のニの該当者

(2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者

(3) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十一号又

教諭、養護教諭及び栄養教諭	大学卒	-----	○
	短大卒	○	----- 二・五
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	○	別に定める
	短大卒	○	別に定める
	高校卒	○	別に定める

備考

1 次の第一号に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第二号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。

二 大学卒相当の者

(1) 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第二の一種免許状の項第二欄のロ又はハの該当者

(1の2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者

(2) 教育職員免許法施行法第一条第一項の表の第七号の上欄に掲げる免許状の所有者

(3) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第十二号、第十四号、第十五号若しくは第二十二号の上欄又は第二十号の二の上欄のイの該当者

(4) 旧高等商船学校（旧商船学校の同等の課程を含む。）、旧水産専門学校又は旧水産講習所の卒業生

(5) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第七号、第十八号若しくは第二十号の四の上欄又は第二十号の二の上欄ロの該当者で、前各号に掲げる者と同等に取り扱う必要があるもの

二 短大卒相当の者

(1) 教育職員免許法別表第二の二種免許状の項第二欄のイ、ロ

は第二十三号の上欄に該当する者

(4) 旧国民学校令による養護教員免許状の所有者

(5) 教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二級普通免許状を授与された者を含む。）

2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する次表の基礎学歴欄に掲げる学歴の区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許欄の区分に応じ、その基礎学歴欄に掲げる区分に対応する次表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の1、2又は3の区分に掲げる該当者については一年を、同表の一の5の区分に掲げる該当者については六月を、それぞれその経験年数に加えた年数とする。

調整年数	学歴免許の区分		
	大学卒	短大卒	高校卒
基礎学歴	(十六年)	(十四年)	(十二年)
高校三卒	四年	二年	
高校二卒	五年	三年	一年

注 ( ) 内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。

3 教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に適用される学歴免許等の区分は、「大学卒」の区分とする。

4 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

ロ 教育職給料表（二）初任給基準表

若しくはハ又は教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号。以下「免許法改正法」という。）による改正前の教育職員免許法別表第二の二級普通免許状の項基礎資格欄のニの該当者

(1の2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者

(2) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十一号又は第二十三号の上欄に該当する者

(3) 旧国民学校令による養護教員免許状の所有者

(4) 教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二級普通免許状を授与された者を含む。）

2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する次表の基礎学歴欄に掲げる学歴の区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許欄の区分に応じ、その基礎学歴欄に掲げる区分に対応する次表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の1、2又は3の区分に掲げる該当者については一年を、同表の一の5の区分に掲げる該当者については六月を、それぞれその経験年数に加えた年数とする。

調整年数	学歴免許の区分		
	大学卒	短大卒	高校卒
基礎学歴	(十六年)	(十四年)	(十二年)
高校三卒	四年	二年	
高校二卒	五年	三年	一年

注 ( ) 内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。

3 教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 四十七号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	二級 二十九号給
	大学卒	二級 十七号給
	短大卒	二級 七号給
助教諭、養護助教諭及び講師	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考 本表の適用を受ける職員には、イ 教育職給料表（一）初任給基準表の備考第一項から第四項までを準用する。

#### ハ 学校栄養職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
学校栄養職員	大学卒	二級 五号給
	短大卒	一級 十五号給

#### 備考

一 本表を適用する場合における経験年数は、栄養士又は管理栄養士の免許を取得した時以後のものとする。

二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第一号又は第二号の規定に該当する栄養士で同法に規定する管理栄養士となつた者にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

#### ニ 事務職給料表初任給基準表

試験		学歴免許	初任給
採用試験	上級		一級 二十九号給
	中級		一級 十九号給
	初級		一級 九号給
その他		高校卒	一級 五号給

附則第八項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に適用される学歴免許等の区分は、「大学卒」の区分とする。この場合において、この表の職務の級二級欄に定める必要経験年数については、別に定めるとされているものを除き、一年とする。

備考

- 一 試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分はその他の職員に適用する。
- 二 試験欄の「採用試験」の区分に掲げる「上級」は、職員採用上級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「中級」は、職員採用中級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「初級」は、職員採用初級試験及びこれに準ずる採用試験を示す。
- 三 試験欄の「採用試験」に掲げる区分の基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第六 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
一 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	4 大学六卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限六年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

別表第六 教育職給料表(二) 級別資格基準表

職種	職務の級	一級	二級
	学歴免許		
校長	大学卒	-----	○-----
	短大卒	-----	○-----
副校長及び教頭	大学卒	-----	○-----
	短大卒	-----	○-----
主幹教諭	大学卒	-----	○-----
	短大卒	-----	○-----
教諭、養護教諭及び栄養教諭	大学卒	-----	○-----
	短大卒	○-----	----- 二・五 二・五
助教諭、養護助教諭及び講師	大学卒	○-----	別に定める
	短大卒	○-----	別に定める
	高校卒	○-----	別に定める

	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	6 大学四卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
二 短大卒	1 短大三卒	(1) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 短大二卒	(1) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 短大一卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業

備考 本表の適用を受ける職員には教育職給料表（一）級別資格基準表の備考第一項及び備考第二項を準用する。

三 高校卒	2 高校三卒	(2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格 (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 高校二卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
四 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第七十六条第一項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

**別表第七 修学年数調整表**

学歴免許等の資格の区分			調整年数				
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	十六年	博士課程修了	二十一年	(+) 五年	(+) 七年	(+) 九年	(+) 十二年
		修士課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		専門職学位課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学六卒	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学専攻科卒	十七年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 五年	(+) 八年
		大学四卒	十六年		(+) 二年	(+) 四年	(+) 七年
短大卒	十四年	短大三卒	十五年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 六年
		短大二卒	十四年	(-) 二年		(+) 二年	(+) 五年
		短大一卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年

**別表第七 学校栄養職給料表級別資格基準表**

職種	職務の級	一級	二級	三級	四級
	学歴免許				
学校栄養職員	大学卒		○	五	三
	短大卒	○	二・五	五	三
		○	二・五	八	十一

備考 本表を適用する場合における経験年数は、栄養士又は管理栄養士の免許を取得した時以後のものとする。

高校卒	十二年	高校専攻科卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
		高校三卒	十二年	(-) 四年	(-) 二年		(+) 三年
		高校二卒	十一年	(-) 五年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 二年
中学卒	九年	中学卒	九年	(-) 七年	(-) 五年	(-) 三年	

## 備考

- 一 本表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 二 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「(+)」は加える年数を、「(-)」は減ずる年数を示す。
- 三 初任給基準表の学歴免許欄に本表の学歴区分欄に掲げる学歴(その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。)が掲げられているときは、その学歴区分の修学年数からその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数を減じ、その差が負となるときは、その差の年数を加える年数として、その差が正となるときは、その差の年数を減ずる年数として、本表に初任給基準表の学歴免許欄の学歴に対する調整年数が定められているものとする。
- 四 昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、本表の当該学歴区分欄の修学年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。
- 五 昭和五十年以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数からその者の有する各学歴の正規の在学年数の和を減じ、その差が負となるときは、その差を修学年数及び調整年数に加えた年数を、その差が正となるときは、その差を修学年数及び調整年数から減じた年数をもって本表の修学年数及び調整年数とする。
- 六 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学

歴区分の修業年数及び調整年数に一年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

- (1) 学校教育法による大学の二年制の専攻科の卒業者
- (2) 学校教育法による三年制の短期大学（昼間課程に相当する単位を三年間に取得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を授与されたものを除く。）
- (3) 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (4) 学校教育法による高等専門学校<sup>二</sup>の二年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (5) 学校教育法による専修学校の卒業者のうち、修業年限一年以上の高等課程の卒業者
- (6) 旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。）司ちゆう・事務科の卒業者
- (7) 旧海員学校の専修科（「高校三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る。）<sup>三</sup>、専科又は司ちゆう科の卒業者
- (8) 旧海技大学<sup>四</sup>校本科の卒業者

七 旧海員学校高等科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数にそれぞれ二年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

別表第八 経験年数換算表

別表第八 事務職給料表級別資格基準表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割	常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。
	その他のもの	十割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		十割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割以下	
	その他のもの	五割以下	

備考 初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

(削る)

試験		職務の級		一級	二級	三級	四級	五級
		学歴免許						
採用試験	上級	大学卒	○		三	四	四	二
	中級	短大卒	○		五・五	四	四	二
	初級	高校卒	○		八	四	四	二
その他		中学卒	三		九	四	四	二
					十二	十六	二十	二十二

備考

二 試験欄の「採用試験」の区分は、採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分は、採用試験によらないで職員となつた者に適用する。

二 試験欄の「採用試験」の区分に掲げる「上級」は、職員採用上級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「中級」は、職員採用中級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「初級」は、職員採用初級試験及びこれに準ずる採用試験を示す。

別表第九 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
	1 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

一 大学卒	4 大学六卒	<p>(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格</p>
	5 大学専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格</p>
	6 大学四卒	<p>(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業</p> <p>(2) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業</p> <p>(3) 海上保安大学校本科の卒業</p> <p>(4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格</p>
二 短大卒	1 短大三卒	<p>(1) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了</p> <p>(2) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業</p> <p>(4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格</p>
	2 短大二卒	<p>(1) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 航空保安大学校本科の卒業</p> <p>(5) 海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業</p>

		(6) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 短大一卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
三 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 高校三卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 高校二卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
四 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第七十六条第一項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第十 経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
-------	-----------	-----	----

(削る)

地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割	常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。
	その他のもの	十割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		十割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割以下	
	その他のもの	五割以下	

備考 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

(削る)

別表第十一 修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分		調整年数					
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	十六年	博士課程修了	二十一年	(+) 五年	(+) 七年	(+) 九年	(+) 十二年
		修士課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		専門職学位課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学六卒	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学専攻科卒	十七年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 五年	(+) 八年
		大学四卒	十六年		(+) 二年	(+) 四年	(+) 七年
短大卒	十四年	短大三卒	十五年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 六年
		短大二卒	十四年	(-) 二年		(+) 二年	(+) 五年
		短大一卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
高校卒	十二年	高校専攻科卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
		高校三卒	十二年	(-) 四年	(-) 二年		(+) 三年

		高校二卒	十一年	(-) 五年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 二年
中学卒	九年	中学卒	九年	(-) 七年	(-) 五年	(-) 三年	

備考

- 一 本表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 二 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「(+)」は加える年数を、「(-)」は減ずる年数を示す。
- 三 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄に本表の学歴区分欄に掲げる学歴（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）が掲げられているときは、その学歴区分の修学年数からその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数を減じ、その差が負となるときは、その差の年数を加える年数として、その差が正となるときは、その差の年数を減ずる年数として、本表にそれぞれ、級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄の学歴に対する調整年数が定められているものとする。
- 四 昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、本表の当該学歴区分欄の修学年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもつて本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。
- 五 昭和五十年以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数からその者の有する各学歴の正規の在学年数の和を減じ、その差が負となるときは、その差を修学年数及び調整年数に加えた年数を、その差が正となるときは、その差を修学年数及び調整年数から減じた年数をもつて本表の修学年数及び調整年数とする。
- 六 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修業年数及び調整年数に一年を加えた年数をもつて本表

に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

- (1) 学校教育法による大学の二年制の専攻科の卒業生
- (2) 学校教育法による三年制の短期大学（昼間課程に相当する単位を三年間に取得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業生（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を授与されたものを除く。）
- (3) 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業生（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (4) 学校教育法による高等専門学校<sup>（一）</sup>の二年制の専攻科の卒業生（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (5) 学校教育法による専修学校の卒業生のうち、修業年限一年以上の高等課程の卒業生
- (6) 旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。）司ちゆう・事務科の卒業生
- (7) 旧海員学校の専修科（「高校三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る。）、専科又は司ちゆう科の卒業生
- (8) 旧海技大学校本科の卒業生

七 旧海員学校高等科の卒業生については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数にそれぞれ二年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

別表第十二 教育職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
----	------	-----

(削る)

教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 三十五号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	二級 十七号給
	大学卒	二級 五号給
	短大卒	一級 十五号給
助教諭、養護助教諭、講師、 実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考

- 一 教育職給料表（一）級別資格基準表の備考第一項第一号に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は、「大学卒」の区分とし、同項第二号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。
- 二 本表の適用を受ける職員に第十四条の規定を適用する場合の経験年数は、教育職給料表（一）級別資格基準表の備考第二項の表の基礎学歴欄に掲げるその者の該当する基礎学歴（その基礎学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその基礎学歴の修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の5の区分に掲げる該当者については、六月をその経験年数に加えた年数とする。
- 三 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

(削る)

別表第十三 教育職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
	博士課程修了	二級 四十七号給
	修士課程修了	二級 二十九号給

(削る)

教諭、養護教諭及び栄養教諭	専門職学位課程修了	
	大学卒	二級 十七号給
	短大卒	二級 七号給
助教諭、養護助教諭及び講師	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考 本表の適用を受ける職員には、教育職給料表（一）初任給基準表の備考第一号から第三号までを準用する。

別表第十四 学校栄養職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
学校栄養職員	大学卒	二級 五号給
	短大卒	一級 十五号給

備考

- 一 第十四条の規定を適用する場合における経験年数については、学校栄養職給料表級別資格基準表の備考の規定を準用する。
- 二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第一号又は第二号の規定に該当する栄養士で同法に規定する管理栄養士となつた者にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

(削る)

別表第十五 事務職給料表初任給基準表

試験		学歴免許	初任給
採用試験	上級		一級 二十九号給
	中級		一級 十九号給
	初級		一級 九号給
その他		高校卒	一級 五号給

備考 試験欄に掲げる「採用試験」及び「その他」の区分並びに「採用試験」の区分に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」の区分は、事務職給料表級別資格基準表の備考第一号及び第二号に定めるところによるものとし、その基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第九～別表第十三 (略)

別表第十六～別表第十九 (略)

改正案	現 行
<p>平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない<u>学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和八年埼玉県教育委員会規則第一号)による改正前の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則</u>(以下「初任給規則」という。)別表第十二から別表第十五までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>四～八 (略)</p> <p>第三条～第六条 (略)</p>	<p>平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「初任給規則」という。)別表第十二から別表第十五までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>四～八 (略)</p> <p>第三条～第六条 (略)</p>

改正案	現行
<p>平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(平成二十六年改正条例附則第六項の教育委員会規則で定める学校職員)</p> <p>第二条 平成二十六年改正条例附則第六項の埼玉県教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。</p> <p>一 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「初任給規則」という。)<u>別表第五</u>に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした学校職員</p> <p>二～六 (略)</p> <p>第三条～第五条 (略)</p>	<p>平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(平成二十六年改正条例附則第六項の教育委員会規則で定める学校職員)</p> <p>第二条 平成二十六年改正条例附則第六項の埼玉県教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。</p> <p>一 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「初任給規則」という。)<u>別表第十二から別表第十五</u>までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした学校職員</p> <p>二～六 (略)</p> <p>第三条～第五条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 初任給基準異動 給与条例第五条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第五に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>七～九 (略)</p> <p>第三条～第九条 (略)</p> <p>(人事交流等学校職員に対する給与条例附則第十三項の規定による給料の支給)</p> <p>第十条 初任給規則第九条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された学校職員（以下この条において「人事交流等学校職員」という。）のうち人事交流等学校職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に学校職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）</p>	<p>学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 初任給基準異動 給与条例第五条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第十二から別表第十五までに定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>七～九 (略)</p> <p>第三条～第九条 (略)</p> <p>(人事交流等学校職員に対する給与条例附則第十三項の規定による給料の支給)</p> <p>第十条 初任給規則第十五条第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された学校職員（以下この条において「人事交流等学校職員」という。）のうち人事交流等学校職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に学校職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）</p>

がある者であって、人事交流等学校職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、人事交流等学校職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に学校職員であったものとして給与条例附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額とする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に学校職員となったものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、人事交流等学校職員となった日（特定日前に人事交流等学校職員となった場合にあっては特定日）以後、備考適用前第十条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

#### 2・3 （略）

- 4 人事交流等学校職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等学校職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であって、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する。
- 一 かつて第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員とし

がある者であって、人事交流等学校職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、人事交流等学校職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に学校職員であったものとして給与条例附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額とする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に学校職員となったものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、人事交流等学校職員となった日（特定日前に人事交流等学校職員となった場合にあっては特定日）以後、備考適用前第十条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

#### 2・3 （略）

- 4 人事交流等学校職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等学校職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であって、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する。
- 一 かつて第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員とし

て勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第九条第五項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等学校職員となつた学校職員及びこれに準ずる学校職員

二～五 (略)

第十一条・第十二条 (略)

て勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第十五条第一項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等学校職員となつた学校職員及びこれに準ずる学校職員

二～五 (略)

第十一条・第十二条 (略)

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育  
委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号から第六号までを削り、同条第七号中「又は人事委員会がこれに  
準ずると認める試験」を「（職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委  
員会規則六一一）第四条第一項第五号に規定する採用試験（第九条第三項及び第  
四項において「経験者採用試験」という。）を除く。）」に改め、同号を同条第三  
号とする。

第四条から第八条までを次のように改める。

第四条から第八条まで 削除

第九条中「次の各号のいずれか一の基準により」を「この条の定めるところによ  
り、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて」に改め、同条各号を削り、同条  
に次の四項を加える。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新た  
に職員となった日においてその者に適用される別表第五に定める初任給基準表（以  
下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄  
の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 経験者試験等採用者（新たに職員となった者のうち、経験者採用試験の結果に  
基づいて採用された者その他その有する経験年数が一年以上である者（前項に規  
定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内の他の職員で、当  
該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難  
及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験  
等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（採用  
試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、  
その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種  
欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級  
（第十二条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の  
最下位の職務の級）に決定するものとする。

5 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の職務の  
級について、前三項の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失す  
ると認められるときは、これらの規定にかかわらずその者の職務の級を決定する  
ことができる。

一 給料表の適用を受けない県職員

- 二 国家公務員
  - 三 他の地方公共団体の職員
  - 四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十号）第十三条第一号に規定する退職派遣者
  - 五 その他前各号に準ずると認める者
- 第十条各号列記以外の部分を次のように改める。
- 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用するものとする。
- 第十条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

3 初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する学歴免許等の資格に応じ、初任給基準表において別に定めるもののほか、別表第六に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

第十一条を次のように改める。

#### 第十一条 削除

第十二条第一項第一号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

第九条第二項に規定する職員（第四号に掲げる職員を除く。）その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

第十二条第一項第一号イ及びロを削り、同項第二号中「職種欄の区分」の下に「又は試験欄の区分」を加え、「学歴免許等欄」を「学歴免許欄」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

三 第九条第四項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。）その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

第十二条第二項を次のように改める。

2 第九条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、前項各号の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

第十三条中「同表」を「初任給基準表」に改め、「修学年数調整表」の下に「(別表第七)」を加える。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項第一号、第三号又は第四号」に、「第一号及び第三号に掲げる」を「その者の」に、「並びに第二号に該当する者で必要経過年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経過年数のうち五年から当該必要経過年数を減じた年数を超えない年数並びに第一号から第三号までに掲げる経過年数のうち」を「及び」に改め、「(第二号に該当する者で必要経過年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に掲げる経過年数のうち五年から当該必要経過年数を減じた年数を超える経過年数)」及び「、第二号に該当する者で必要経過年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経過年数のうち五年から当該必要経過年数を減じた年数を超える年数の五年までの年数(有用経過年数を除く。）」並びに同号に該当する者で必要経過年数が五年以上十年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経過年数のうち十年から当該必要経過年数を減じた年数を超えない年数(有用経過年数を除く。）」のそれぞれを削り、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第十二条第一項第一号に掲げる職員については、その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経過年数、その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格(前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴免許等の資格)を取得した時以後の経過年数

二 前号又は次号に掲げる職員以外の職員については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴免許等の資格)を取得した時以後の経過年数

三 第一号に掲げる職員以外の職員のうち基準号給が職務の級の最低の号給(その職務の級の最低の号給が初任給基準表で定められている場合を除く。)であるものについては、別に定める経過年数

第十四条第二項中「第六条及び第七条」を「次条第一項及び第二項」に改める。  
第十四条の次に次の一条を加える。

(経験年数)

第十四条の二 第九条第三項及び第四項並びに第十二条第一項第二号に規定する経験年数(以下「経験年数」という。)は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時)以後の年数を別表第八に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許欄に掲げる学歴免許等の区分又はその者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格(前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。)を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許の区分及び当該学歴免許の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

第十五条に見出しとして「(初任給決定時における号給の調整)」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前条」を「第十四条」に改め、同項を同条とする。第十六条を次のように改める。

(職務の級の決定)

第十六条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、第一号から第三号までのいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして教育委員会が別に定める要件

三 その者の勤務成績が良好であることが明らかであり、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

第十七条中「第九条第三号の資格を取得したとき」を「第九条第二項に規定する職員に該当することとなり」に、「級別資格基準表の学歴免許欄」を「その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄」に、「し、若しくは同表に異なる基準の定めのある試験欄又は職種欄に属する職に異動した結果」を「した等の結果」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条第一項中「別表第十七」を「別表第十」に改める。

第二十一条第一項中「別表第十七の二」を「別表第十一」に改め、同条第三項中

「3級」の下に「及び4級」を、「額を」の下に「それぞれ」を加える。

第二十二条を次のように改める。

（初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第二十二條 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、第一号に掲げる異動にあつてはその異動後の職務に応じ決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせ、第二号に掲げる異動にあつてはその異動後の職務に応じ決定するものとする。

一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条中「前二条」を「第二十二條」に改め、同条第二号中「決定について」の下に「第十二條第二項及び」を加える。

第二十八條第一項中「別表第十八」を「別表第十二」に、「別表第十九」を「別表第十三」に改め、同條第八項中「第二十二條に規定する」を「第二十二條第一号に掲げる」に改める。

第三十六條第一項中「別表第十六」を「別表第九」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とする。

別表第五から別表第八までを次のように改める。

二 短大卒相当の者

- (1) 教育職員免許法別表第二の二種免許状の項第二欄のイ、ロ若しくはハ又は教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号。以下「免許法改正法」という。）による改正前の教育職員免許法別表第二の二級普通免許状の項基礎資格欄のニの該当者
- (2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者
- (3) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十一号又は第二十三号の上欄に該当する者
- (4) 旧国民学校令による養護教員免許状の所有者
- (5) 教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二級普通免許状を授与された者を含む。）

2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する次表の基礎学歴欄に掲げる学歴の区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許欄の区分に応じ、その基礎学歴欄に掲げる区分に対応する次表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の1、2又は3の区分に掲げる該当者については一年を、同表の一の5の区分に掲げる該当者については六月を、それぞれその経験年数に加えた年数とする。

調整年数	学歴免許の区分		
	大学卒 (十六卒)	短大卒 (十四年)	高校卒 (十二年)
基礎学歴			
高校三卒	四年	二年	
高校二卒	五年	三年	一年

注 ( ) 内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。

- 3 教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に適用される学歴免許等の区分は、「大学卒」の区分とする。
- 4 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

別表第五 初任給基準表

イ 教育職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 三十五号給
	修士課程修了	二級 十七号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	二級 五号給
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	短大卒	一級 十五号給
	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考

- 1 次の第一号に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第二号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。
  - 一 大学卒相当の者
    - (1) 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第二の一種免許状の項第二欄のロ又はハの該当者
    - (2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者
    - (3) 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第七号の上欄に掲げる免許状の所有者
    - (4) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第十二号、第十四号、第十五号若しくは第二十二号の上欄又は第二十号の二の上欄のイの該当者
    - (5) 旧高等商船学校（旧商船学校の同等の課程を含む。）、旧水産専門学校又は旧水産講習所の卒業者
    - (6) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第七号、第十八号若しくは第二十号の四の上欄又は第二十号の二の上欄ロの該当者で、前各号に掲げる者と同等に取り扱う必要のあるもの

備考

- 一 試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分はその他の職員に適用する。
- 二 試験欄の「採用試験」の区分に掲げる「上級」は、職員採用上級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「中級」は、職員採用中級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「初級」は、職員採用初級試験及びこれに準ずる採用試験を示す。
- 三 試験欄の「採用試験」に掲げる区分の基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

ロ 教育職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 四十七号給
	修士課程修了	二級 二十九号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	二級 十七号給
助教諭、養護助教諭及び講師	短大卒	二級 七号給
	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考 本表の適用を受ける職員には、イ 教育職給料表（一）初任給基準表の備考第一項から第四項までを準用する。

ハ 学校栄養職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
学校栄養職員	大学卒	二級 五号給
	短大卒	一級 十五号給

備考

- 一 本表を適用する場合における経験年数は、栄養士又は管理栄養士の免許を取得した時以後のものとする。
- 二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第一号又は第二号の規定に該当する栄養士で同法に規定する管理栄養士となつた者にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

ニ 事務職給料表初任給基準表

試験	学歴免許	初任給
採用試験	上級	一級 二十九号給
	中級	一級 十九号給
	初級	一級 九号給
その他	高校卒	一級 五号給

二 短大卒	1 短大三卒	(1) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 短大二卒	(1) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 短大一卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
三 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 高校三卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）の卒業

別表第六 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
一 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	4 大学六卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	6 大学四卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

別表第七 修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分			調整年数				
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	十六年	博士課程修了	二十一年	(+) 五年	(+) 七年	(+) 九年	(+) 十二年
		修士課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		専門職学位課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学六卒	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学専攻科卒	十七年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 五年	(+) 八年
		大学四卒	十六年		(+) 二年	(+) 四年	(+) 七年
短大卒	十四年	短大三卒	十五年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 六年
		短大二卒	十四年	(-) 二年		(+) 二年	(+) 五年
		短大一卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
高校卒	十二年	高校専攻科卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
		高校三卒	十二年	(-) 四年	(-) 二年		(+) 三年
		高校二卒	十一年	(-) 五年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 二年
中学卒	九年	中学卒	九年	(-) 七年	(-) 五年	(-) 三年	

備考

- 一 本表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 二 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「(+)」は加える年数を、「(-)」は減ずる年数を示す。
- 三 初任給基準表の学歴免許欄に本表の学歴区分欄に掲げる学歴（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）が掲げられているときは、その学歴区分の修学年数からその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数を減じ、その差が負となるときは、その差の年数を加える年数として、その差が正となるときは、その差の年数を減ずる年数として、本表に初任給基準表の学歴免許欄の学歴に対する調整年数が定められているものとする。

		(2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 高校二卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
四 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第七十六条第一項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第八 経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割	常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。
	その他のもの	十割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		十割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割以下	
	その他のもの	五割以下	

備考 初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

四 昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、本表の当該学歴区分欄の修学年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。

五 昭和五十年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数からその者の有する各学歴の正規の在学年数の和を減じ、その差が負となるときは、その差を修学年数及び調整年数に加えた年数を、その差が正となるときは、その差を修学年数及び調整年数から減じた年数をもって本表の修学年数及び調整年数とする。

六 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修業年数及び調整年数に一年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

- (1) 学校教育法による大学の二年制の専攻科の卒業者
- (2) 学校教育法による三年制の短期大学（昼間課程に相当する単位を三年間に取得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を授与されたものを除く。）
- (3) 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (4) 学校教育法による高等専門学校の二年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (5) 学校教育法による専修学校の卒業者のうち、修業年限一年以上の高等課程の卒業者
- (6) 旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。）司ちゆう・事務科の卒業者
- (7) 旧海員学校の専修科（「高校三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る。）、専科又は司ちゆう科の卒業者
- (8) 旧海技大学校本科の卒業者

七 旧海員学校高等科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数にそれぞれ二年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

別表第九から別表第十五までを削る。

別表第十六を別表第九とし、別表第十七を別表第十とし、別表第十七の二を別表第十一とし、別表第十八を別表第十二とし、別表第十九を別表第十三とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

2 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「異にしない」の下に「学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和八年埼玉県教育委員会規則第 号)による改正前の」を加える。

(平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

3 平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「別表第十二から別表第十五まで」を「別表第五」に改める。  
(学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則の一部改正)

4 学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「別表第十二から別表第十五まで」を「別表第五」に改める。  
第十条第一項及び第四項中「第十五条第一項各号」を「第九条第五項各号」に改める。